

アフリカ平和再建委員会 活動レポート

<http://www.arc-japan.org>

2016年 1月号



ARC では現在、関西インターンチームが中心となり、国連平和維持活動(PKO)要員による性的搾取・虐待(SEA)の問題について研究を進めています。SEA に関するレポートの第 2 回をお伝えいたします。今回は、SEA を行った PKO 要員への処罰体制及びその課題点についてご紹介いたします。

国連PKOによる性的搾取・虐待についての調査研究（2）

ARC 関西インターン 吉成哲平

1. 文民に対する処罰

まず、SEA を含む PKO における要員による違法行為は、それが派遣国の軍事・警察要員によるものか、それ以外の文民（国連職員）によるものかで処罰体制が異なります。以下では、まず、文民が SEA を行った場合の処罰体制について述べ、続いて派遣国要員への処罰体制について説明します。

PKO に従事する文民が違法行為を行った場合、その責任は国連にあります。つまり、文民の違法行為を処罰できるのは受入国ではなく国連だけです。では、仮に国連職員が SEA を行った場合、どのような過程を経て処罰がなされるのでしょうか？

PKO における SEA の申し立てを最初に受けことが多いのは、国連 PKO ミッションの行動・規律チーム (Conduct and Discipline Team: CDT) です。CDT は申し立てを受けたのち、その申し立てに対する調査の必要性を判断し、国連事務局の部局の一つであるフィールド支援局 (Department of Field Support: DFS) の中の行動・規律ユニット (Conduct and Discipline Unit: CDU) に勧告します。そして、調査の必要があると判断された場合、PKO から独立した OIOS (国連内部監査部) が調査を行い、その結果が直接事務局に報告されます。その後、国連本部により懲戒免職や配置転換等の処分がなされるのです。

しかしながら、SEA の調査は、多くの被害者や目撃者が証言をし

たがらない等の理由から、しばしば大きな困難を伴います。加えて、国連職員は本部による処分が妥当ではないと考えた場合、その決定に対し異議申し立てを行う権利を有し、国連内部の司法府とも言える UNDT (United Nations Dispute Tribunal, 第 1 審) 及び UNAT (United Nations Appeals Tribunal, 控訴審) に告訴をすることができます。これは、本来責任を取るべきはずの職員までも保護してしまう可能性があります。実際、2010 年に UNDT は、「OIOS による匿名の陳述のみに基づく告訴を支持することはできず、従ってそうした陳述に基づく免職もまた許されない」との決定を下しました。しかし、SEA にはしばしば匿名の目撃者が多く含まれており、こうした決定は国連が SEA 疑惑により告発された職員を懲戒処分とすることを困難にしています。なお、文民職員の処分の実態としては、2008 年から 2013 年までの間、SEA に関わる 42 件の処分のうち、22 件が免職または当該ミッションから外される措置が取られたことが明らかとなっています。

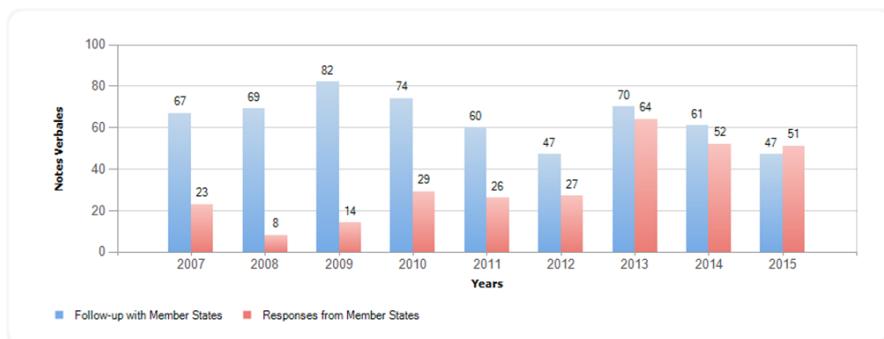
2. 派遣国の軍事・警察要員に対する処罰

PKO に従事する国連平和維持軍(PKF)に対する全般的指揮権のうち、作戦上の指揮統制以外の権限は部隊派遣国が有し、国連と受入国間の地位協定により、派遣国の軍事・警察要員が SEA を行った場合、派遣国の国内法に基づいて処罰がなされます。

さて、現在、派遣国は実際に行われた違法行為の調査と訴追の結果を CDU に報告しなければなりません。

<資料 1>

派遣国によって行われた措置に関する返答数(2007-2015 年 8 月末)



(引用元:UN Conduct and Discipline Unit: UN Follow-up with Member States (Sexual Exploitation and Abuse) 2011-2015, July, 31th

<https://cdu.unlb.org/Statistics/UNFollowupwithMemberStatesSexualExploitationandAbuse.aspx>

しかし、派遣国により報告内容の程度にばらつきがあり、報告に関する最低限の統一的な基準の設定が求められています。加えて、CDUはPKOにおけるあらゆる違法行為の申し立てを記録するデータベースである、違反行為追跡システム（Misconduct Tracking System: MTS）を運用し、違法行為の申し立てに関して国連職員や受入国の国民に対し幅広い情報提供を行うことで、PKOに対する信頼性を高める試みを行っています。しかし、実際にはこうした派遣国要員に対する申し立てが処罰に至った例はほとんど存在しないと考えられており、派遣国が適切に処罰を行うことが求められています。ただし、いずれにせよ、SEAが発覚した場合には、国連は関与が疑われる者を本国に送還し、その後のPKOに従事することを禁止する権限を持っています。

3. 被害調査活動を巡る現状及び課題

以上が要員に対する処罰体制ですが、OIOSによれば、既にSEAの調査段階で様々な課題が生じているといい、その最も大きな課題として調査に時間がかかりすぎている点が指摘されています。

実際、2008年から2013年にかけての、一つの申し立てあたりのOIOSによる平均調査時間（調査開始から申立人が報告書を受け取るまでの時間）は16か月でした。しかし、こうした原因はOIOSだけにあるのではありません。というのも、調査活動の決定を下すのは国連本部または派遣国政府であり、対象地域のPKOではないからです。

調査の具体的なプロセスとしては、仮に派遣国軍事要員への被害申し立てが行われた場合、PKOミッション本部からDFSへと通達が行われ、その後派遣国の政府代表部への伝達が、形式上はなされることになっています。この通知に対し、派遣国は10日以内に独自に調査を行うか否かの返答をする必要がありますが、その間国連は調査開始の決定を保留しなければなりません。OIOSによる報告書から浮かび上がるのは、派遣国、CDT、OIOSといった調査にあたって一定の責任を持つ活動主体が、速やかな調査が行われない責任をお互いに押し付け合うという構造的な問題です。つまり、派遣国は国連に対し、申し立て事実の通知が遅いと主張し、CDTはOIOSに対し調査活動の遅れを指摘し、OIOSはCDT又は派遣国が申し立てに関して報告を

行わないか、遅れて報告をしてくるか、あるいは勝手に調査を始めていると反論するというのです。こうした調査の円滑な実施に伴う課題は、2011年の国連平和維持活動局（Department of Peacekeeping Operations: DPKO）及びDFSによる各PKOへの通達においても明らかとなっており、具体的には、①派遣国への通知よりも先にPKOが独自の調査を開始する、②PKOから派遣国までの申し立て事実の通知にあまりに時間がかかり、派遣国が調査を開始する時点で既に物的証拠や事件目撃者が失われてしまっている、そして③関連する派遣国からの人員を含めずにPKOが追加の調査を行うといった実態が明らかになっています。国連本部は、証拠のすみやかな保持や調査活動の準備を除き、CDTまたはOIOSが到着する前に、ミッションが独自に調査活動を行うことを禁じています。

さて、近年では軍事・警察要員に関して派遣国による独自調査が主流となっている一方で、この調査にもまた大きな問題が存在します。その最たるもののが、派遣国による調査活動への信頼性・透明性の欠如です。というのも、派遣国は自国の要員によるSEAの事実が判明することでイメージダウンが起こることを懸念し、当該要員を処罰しないという可能性が十分に考えられるためです。加えて、派遣国に調査を一任した結果、国ごとに調査基準が異なるという問題も存在します。さらに、派遣国による調査結果はほとんどの場合ミッションに伝えられないばかりか、SEA被害者に対して何ら情報提供が行われないこともあります。

以上のように、SEA防止に向けた執行策が直面する大きな課題として、その決定が中央集権的であること、すなわち国連本部と派遣国政府に調査の決定が委ねられているという構造的な問題が存在します。そして、調査の基準と透明性についても改善される必要があるのです。

＜次回予告＞

最終回となる次回は、SEAに対する国連の対策、その中でもとりわけSEA予防と被害者救済を巡る現状、そしてその課題についてご紹介します。

アフリカ平和再建委員会

Africa Reconciliation Committee: ARC-JAPAN

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-6-1四谷サンハイツ511 Tel/Fax:03-3351-0892

E-mail: headoffice@arc-japan.org ホームページ <http://www.arc-japan.org>



ツイッター始めました！アフリカの紛争と平和に関するイベントや情報の発信をしています！

[@ArcJapanNews](#) どんどんフォローしてください！



フェイスブック始めました！日ごろのARCの活動内容や、アフリカに関するイベントや情報の発信をしています！

<http://www.facebook.com/ARCJAPAN>このページに「いいね！」、「シェア」をお願いします。